

## 地域づくり交付金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口市協働のまちづくり条例（平成20年山口市条例第46号）の理念に基づき、地域における様々なニーズや生活課題に対応するために自主的かつ持続的な活動を行う団体に対して、地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現を図り、もって住民自治の振興に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 地域づくり協議会 地域において活動する様々な団体の連携及び協力により、地域社会の維持及び発展のために地域における自主的かつ持続的な活動を推進する組織のことをいう。
- (2) 地域づくり計画 地域づくり協議会が策定した計画であって、地域におけるニーズや生活課題に対応するため、地域が主体となって取り組む活動に関する計画のことをいう。

### (交付対象者)

第3条 交付金の交付対象者は、別表第1に定める地域ごとにおいて市長が認める地域づくり協議会とする。

### (交付対象事業)

第4条 交付金の交付対象事業は、地域づくり協議会が行う次の各号のいずれかに該当する事業とし、別表第2の分野に分類する。

- (1) 地域づくり計画に基づく事業
  - (2) 地域づくり計画には盛り込まれていないが、住み良い地域社会の形成のため市長が必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象としない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする事業
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、又はこれに反することを目的とする事業

### (交付対象経費)

第5条 交付金の交付対象経費は、前条に定める地域づくり協議会の活動に要する経費とし、使途に関する基準は、別に定める。

- 2 市長は、前項の基準を定めるにあたっては、地域づくり協議会の自主性及び自立

性を尊重し、交付金の使途について最低限の条件を示すほかは、その使途を制限しないよう努めなければならない。

3 地域づくり協議会は、公共の担い手としての責任を自覚し、その組織運営並びに事業の実施及び交付金の活用において、民主的かつ公正な取り扱いをしなければならない。

(交付金の額)

第6条 交付金の額は、前条第1項に定める経費の額とし、各地域の限度額については、毎年度予算の範囲内で別に定める。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする地域づくり協議会（以下「申請者」という。）は、地域づくり交付金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事務員等雇用計画書（別記様式第4号）
- (4) 団体の規約等
- (5) 地域づくり計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金を交付することが適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、地域づくり交付金交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第9条 交付金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、事業の内容を変更し、交付金を増額して交付を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書兼交付金変更交付申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書（別記様式第7号）
- (2) 収支変更予算書（別記様式第8号）
- (3) 事務員等雇用変更計画書（別記様式第9号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の内容が適当であると認めるときは、これを承認し、事業計画変更承認（変更交付決定通知）書（別記様式第10号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(単年度会計処理)

第10条 交付金の会計処理は、単年度処理を原則とする。

2 前項の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。

(交付金の積立)

第11条 地域づくり協議会は、後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため、地域づくり交付金の一部を積み立てることができる。

2 積立金の積立期間及び額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 積立金の積立期間は、当該事業のために積み立てを開始した年度から起算して5年以内とする。

(2) 地域づくり協議会が当該年度に積み立てることができる金額は、当該年度の限度額と交付申請額の差額の範囲内で、かつ限度額の10パーセント以内の額とする。

(3) 地域づくり協議会が積み立てることが出来る積立額の総額は300万円を限度とする。

3 積立をしようとする地域づくり協議会は、あらかじめ地域づくり交付金積立承認申請書(別記様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、地域づくり交付金積立承認書(別記様式第12号)により前項の地域づくり協議会に通知するものとする。

5 前項の承認を受けた地域づくり協議会が、各年度において地域づくり交付金を積み立てるに当たっては、地域づくり交付金積立届出書(別記様式第13号)を当該年度の8月末までに市長に提出するものとし、市長はこれを受理することによって、基金に積み立てるものとする。

6 積立金は、第4項の規定により承認を受けた事業の実施に要する経費以外に使用することはできない。

7 第4項の規定による承認を受けた地域づくり協議会が第3項の積立承認申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、地域づくり交付金積立変更申請書(別記様式第14号)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、地域づくり交付金積立変更承認書(別記様式第15号)により前項の地域づくり協議会に通知するものとする。

9 市長は、第4項及び第8項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第12条 交付決定事業者は、交付の決定を受けた年度末日までに、地域づくり交付金実績報告書(別記様式第16号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(別記様式第17号)

(2) 収支決算書(別記様式第18号)

(3) 事務員等雇用実績書(別記様式第19号)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告があったときは、これを審査し、交付すべき交付金の額を確定し、地域づくり交付金確定通知書（別記様式第20号）により交付決定事業者に通知するものとする。

(交付金の交付)

第14条 交付決定事業者は、交付金の交付を受けようとするときは、地域づくり交付金交付請求書（別記様式第21号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第8条第1項の規定による交付決定の範囲内で、概算払いにより交付金を交付することができる。

(交付金の交付決定の取消等)

第15条 市長は、交付決定事業者が次のいずれかの事由に該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 虚偽の届出その他不正の手段により交付金の交付決定を受けたとき。

(4) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(交付金の会計処理に係る検査について)

第16条 交付決定事業者は交付金の会計処理について、定期的に市の検査を受けるものとする。

(地域づくり計画の変更)

第17条 交付決定事業者は、地域づくり計画を変更したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業内容の公表)

第18条 交付決定事業者は、第12条の実績報告書の内容について、地域広報紙等に掲載し地域住民に公表しなければならない。

(関係書類の整備及び保存)

第19条 交付決定事業者は、交付対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び総会議事録等の意思決定過程における関係書類並びに帳簿を備え、当該交付対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 交付決定事業者は、地域住民に対し前項の書類を閲覧に供さなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、地域づくり運営支援交付金交付要綱、地域づくり活動支援交付金交付要綱及びガンバル地域特別支援交付金交付要綱は廃止する。

(要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行前に地域づくり運営支援交付金交付要綱、地域づくり活動支援交付金交付要綱及びガンバル地域特別支援交付金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

4 この要綱の施行前に地域づくり活動支援交付金交付要綱の規定に基づいて積み立てた積立金は、平成25年3月31日までに積立てをした目的の範囲内で処分しなければならない。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第11条及び第12条は、平成22年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

阿東地域	徳地地域	仁保地域	小鯖地域	大内地域
宮野地域	大殿地域	白石地域	湯田地域	吉敷地域
平川地域	大歳地域	陶地域	鑄銭司地域	名田島地域
秋穂二島地域	嘉川地域	佐山地域	小郡地域	秋穂地域
阿知須地域				

別表第 2（第 4 条関係）

（1）協議会運営	協議会事務局の運営
（2）地域振興	新たな公共ニーズへの対応等
（3）地域福祉	高齢者福祉、子育て支援等
（4）安心・安全	防災、防犯、交通安全等
（5）環境づくり	道路・河川をはじめとする生活環境の美化等
（6）地域個性創出	伝統行事の継承等